

平成28年12月9日

まちづくり委員会資料

所管事務報告

川崎市都市計画マスタープラン全体構想の改定に向けた取組状況について

- 資料1** 都市計画マスタープラン全体構想の改定に向けた取組状況について
- 資料2** 都市計画マスタープラン全体構想改定素案の概要について
- 資料3** 全体構想改定素案に関する市民意見募集及び説明会の開催結果について
- 参考資料1** 都市計画マスタープラン全体構想改定素案
- 参考資料2** 全体構想改定素案に関する市民意見の概要

まちづくり局

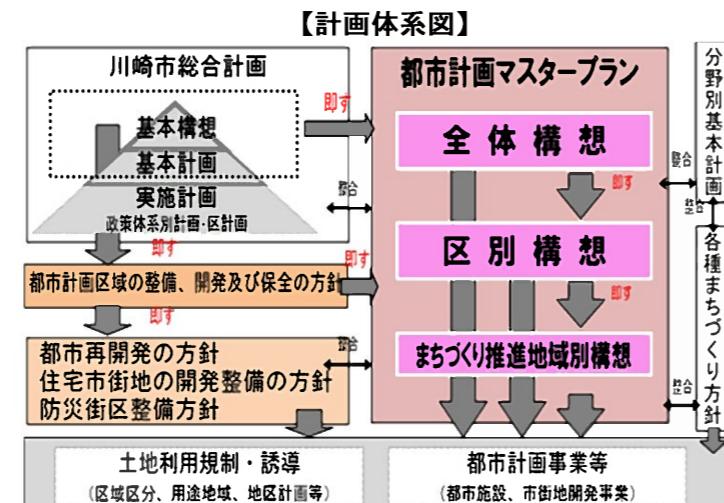
都市計画マスタープラン全体構想の改定に向けた取組状況について

1 都市計画マスタープランとは

- 長期的な視点に立った都市の将来像を市民と共に有し、計画的なまちづくりを進めるにあたっての指針となるもの
- 公民の役割分担を踏まえたまちづくりの場面に応じ、望ましい都市像を実現していくための指針として活用

都市計画の決定・変更の指針 民間建築活動の指導指針 市民協働のまちづくりの指針

- 少子高齢化や人口減少が見込まれる中、限られた資源により効果的なまちづくりを進める上では、多様な主体との連携とともに、市民主体の取組の重要性が高まっており、都市計画マスタープランには、まちづくりの方向性をわかりやすく示し発信することなどにより、地域の主体的なまちづくりを促す役割がある。



2 改定の背景

- 各区民による検討委員会等を設置し、「区民提案書」をとりまとめた上で、総合計画等との調整を図り、平成18年度に現行の都市計画マスタープラン全体構想及び区別構想を策定
- 策定後約10年が経過し、この間、川崎市総合計画の策定や各分野別計画の策定・改定が進んだことにより、整合を図ることが必要
- 平成42（2030）年をピークに人口減少への転換が見込まれ、本市の居住環境や交通等の特性を踏まえた持続可能で効率的なまちづくりが必要

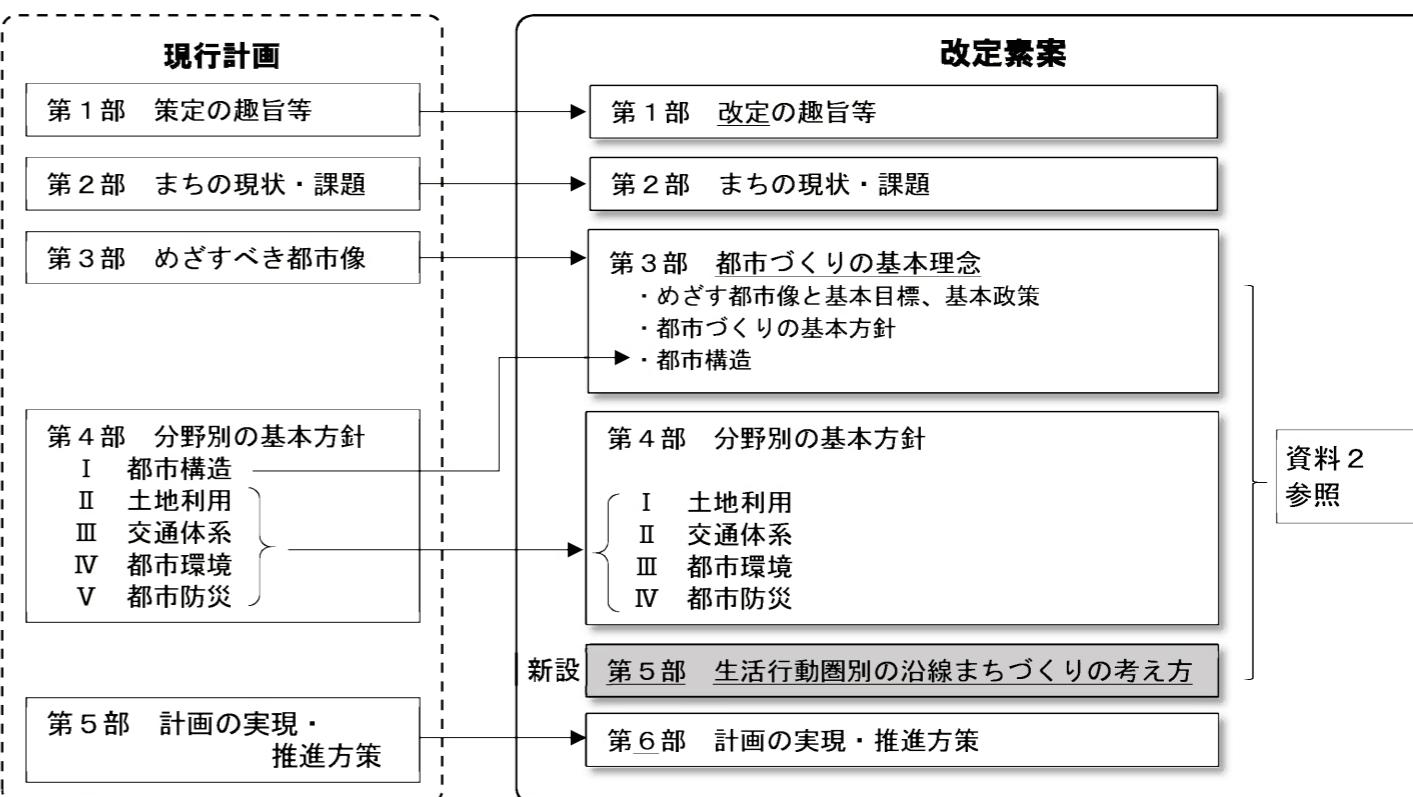
3 全体構想改定素案の策定に関するこれまでの取組

- 平成27年3月：都市計画マスタープランの改定に向けた取組の開始を公表
- 平成27年6月：川崎市都市計画審議会「都市計画マスタープラン小委員会」にて検討着手
 - 都市計画審議会の学識経験者委員と市民委員で構成され、これまでに6回開催
- 平成27年9月～10月：都市計画マスタープランの見直しに関するアンケートの実施
 - 調査概要：郵送、市内在住者無作為抽出3,000名、有効回答数1,609通（有効回収率53.6%）
 - 調査目的：日常の行動範囲や居住環境として望まれていることの把握など
- 平成28年2月～3月：都市計画マスタープラン全体構想見直しの方向性の策定及び意見募集
 - 意見総数：12通（22件）
 - 主な意見：拠点の整備効果を広げる取組や鉄道の踏切等による地域分断対策が必要など
- 平成28年9月：都市計画マスタープラン全体構想改定素案の策定及び公表

4 全体構想改定の考え方

- めざす都市像等の「都市づくりの基本理念」を川崎市基本構想・基本計画に即したものとし、分野別計画等と整合を図り、「土地利用」「交通体系」「都市環境」「都市防災」の基本方針を更新する。
- 都市構造について、少子高齢化の進行や人口減少を見据えたコンパクトで効率的なまちづくりの考え方を新たに示す。
- 拠点整備の波及効果を効率的かつ効果的に活用し、より身近なまちづくりを推進するため、市民の生活行動圏に着目した鉄道沿線のまちづくりの考え方を新たに示し、機動的なまちづくりや市民主体のまちづくりの誘導につなげる。

5 全体構想改定素案の構成



6 全体構想改定素案に対する市民意見聴取の取組

- 市民意見募集（パブリックコメント）
 - 日程：平成28年9月7日～10月31日、意見総数：32通（86件）
- 説明会（市内3箇所で開催）
 - 日程：平成28年10月5日、12日、16日、参加者総数71名（質疑48件）

取組や結果の概要は資料3を参照

7 今後のスケジュール

	平成28年度							平成29年度以降
	9	10	11	12	1	2	3	
都市マス 全体構想	改定 素案 公表	パブコメ 説明会		まちづくり 都市マス 委員会 小委員会	改定 案 公表	改定 案 総覧	（ 都 市 計 画 審 議 会 （ 諮 問 ・ 答 申 ） 改 定 ）	区別構想 検討着手

※市民意見や関連計画の検討の進捗を反映

都市計画マスタープラン全体構想改定素案の概要について

資料2

都市づくりの基本理念（本編 第3部）

I めざす都市像と基本目標

- めざす都市像** 「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」
基本目標 「安心のふるさとづくり」「力強い産業都市づくり」

II 基本政策

- 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり
- 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり
- 3 市民生活を豊かにする環境づくり
- 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり
- 5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

III 都市づくりの基本方針

1 魅力ある都市づくり

- ・近隣都市拠点との連携のもとで、地域特性を活かし、魅力にあふれる広域的な拠点整備を推進
- ・地域生活拠点や交通利便性の高い身近な駅周辺を中心とした身近な地域が連携したまちづくりを推進
- ・まちづくりを支える効率的・効果的な交通体系の構築や良好な景観づくりの推進

2 誰もが暮らしやすい都市・住まいづくり

- ・高齢者、障害者、子育て世帯など、誰もが住み慣れた地域等で、快適に暮らせる都市・住まいづくり

3 緑と水の豊かな環境に配慮した都市づくり

- ・市民、事業者などと協働し、地球や地域の環境保全を進め、健康で快適に暮らせる都市づくり
- ・多摩川や多摩丘陵の自然、公園や農地など、市民共有の貴重な財産である緑と人が共生する都市づくり

4 産業の発展を支える都市づくり

- ・高度先端技術等の活用による医療・福祉、エネルギー等の新産業の創出
- ・付加価値の高い産業の集積等を促進し、国際競争力の強化等、環境と調和した持続可能な産業の発展

5 災害に強い都市づくり

- ・誰もが安心して暮らせる市民の身近な安全や生活基盤の確保
- ・都市全体の安全性の向上を図る大規模災害にも耐えられる災害に強い都市づくり

6 市民が主体となる身近な地域づくり

- ・市民が主体となる地域の身近な課題解決を促進
- ・個性と能力を發揮することができる地域づくり

7 人口減少を見据えた持続可能で効率的な都市づくり

- ・将来的な人口減少を見据えて、交通利便性が高い拠点地区等への都市機能の集積
- ・多様な世代が居住できる環境整備及び人口減少や高齢化の進行する地区におけるファミリー世帯等の居住や多様な住まい方の誘導等を促進
- ・公共交通を主体とした駅等へのアクセス向上

IV 都市構造（めざす都市構造）

（1）広域調和・地域連携型のまちをめざします

- ・近隣都市と適切に役割を分担しながら、広域的視点を踏まえた各拠点の魅力の創出をめざす「広域調和型のまちづくり」と、市内各地域の自立と連携をめざす「地域連携型のまちづくり」をバランスよく進める「広域調和・地域連携型」の都市構造をめざす。

（2）魅力にあふれ、個性ある都市拠点をめざします

- ・「川崎駅周辺地区」、「小杉駅周辺地区」、「新百合ヶ丘駅周辺地区」を広域拠点に位置づけ、近隣都市との適切な役割分担により、個性と魅力ある拠点の形成をめざす。
- ・「殿町・大師河原地域」、「浜川崎駅周辺地域」を臨空・臨海都市拠点に位置づけ、我が国の経済を牽引する活力ある拠点の形成をめざす。
- ・「新川崎・鹿島田駅周辺地区」、「溝口駅周辺地区」、「鷺沼・宮前平駅周辺地区」、「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区」を地域生活拠点に位置づけ、安全で快適な利便性の高い都市機能がコンパクトに集約し、それぞれの地域特性や個性を活かす地域生活拠点の形成をめざす。

（3）生活行動圏の身近な地域が連携した住みやすく暮らしやすいまちをめざします

- ・鉄道沿線を中心に展開する市民の日常的な行動圏である生活行動圏を踏まえ、拠点地区等の多様な都市機能の集積の効果が、身近な地域へ効果的に波及するよう、拠点地区とつながる身近な駅周辺のまちづくりの推進など、地域が機能的に連携する住みやすく暮らしやすいまちをめざす。

（4）広域調和・地域連携のまちを支える交通ネットワークの形成をめざします

- ・広域調和・地域連携型の都市構造の骨格となる交通ネットワークの形成を図るとともに、環境に配慮した持続可能な交通環境や誰もが安全、安心、快適に移動できる交通環境の形成をめざす。

（5）多摩丘陵の緑地と多摩川・鶴見川水系を骨格にした、緑と水のネットワークを育みます

- ・本市の骨格を形成する重要な自然的環境資源は、次世代に引き継ぐべき財産として、その保全、創出、育成、活用に取り組むとともに、地域緑化や身近な緑の保全等の促進により、緑と水のネットワークの形成をめざす。

（6）コンパクトで効率的なまちをめざします

- ・交通利便性の高い駅周辺地区等における公共公益施設の集約や多様なニーズに対応した都市機能の誘導、路線バスなどの公共交通による駅へのアクセス向上をめざす。

・地域交流の場の形成や多世代が交流できる住環境整備の推進をめざす。

- ・人口減少や高齢化が進行する地区の住替えや空き家の活用等により、多世代の居住を促進し、一定の人口密度を維持しながら、効率性の低下を防ぐ。

コンパクトなまちづくりのイメージ図



都市構造図



分野別の基本方針（本編 第4部）

「分野別の中長期基本方針」では、都市づくりの基本理念を踏まえ、「土地利用」、「交通体系」、「都市環境」、「都市防災」の分野別に、まちづくりの基本的方向を示します。

I 土地利用

① 魅力と活力にあふれる「広域拠点」の形成をめざします

- これまで積み重ねてきたストックや地理的優位性などを活かしたまちづくりを推進する
- 地域特性に応じた都市機能の集積や更新等により、多様な賑わいや交流を創出する

② 個性を活かした「地域生活拠点」の形成をめざします

- 利便性の高い都市機能がコンパクトに集約した、市民生活を支えるまちづくりを推進する

③ 鉄道を主軸とした「都市軸」の形成をめざします

- 鉄道を主軸とした都市の一体性と都市機能の向上を図る
- 都市拠点や身近な駅周辺の都市機能の集積と分担・連携により、沿線地域の利便性を維持・向上する
- 身近な駅周辺における身近な商業や生活支援関連サービス機能等の集積を図る

④ 安全・安心で誰もが暮らしやすい住環境を育みます

- 地域包括ケアシステムと連携したまちづくりをめざす
- 多様な主体が連携し、様々な世代が交流しながら主体的に活動できる地域交流の場を形成する

⑤ 戦略的な産業振興と基盤整備を促進し、臨海部の活性化をめざします

- 既存産業の高付加価値化や国際競争力の高い産業構造へ誘導する
- 殿町地区（キングスカイフロント）における世界的な成長戦略拠点を形成する

⑥ ものづくり産業や研究開発機関の集積を促進するとともに、住工が調和した適切な土地利用を誘導します

- 生産機能の高度化や研究開発機能等を育成・誘導する
- 新川崎地区などにおけるものづくり産業・研究開発機能の集積と产学研共同研究開発を促進する

⑦ 自然との調和をめざし、市街化区域の優良な農地や緑地の保全・活用を図り、適切な市街化を誘導します

- 都市農業の多様な機能の発揮に資する都市農地の有効活用及び適正保全を図り、農地と宅地等が共存する良好な市街地を形成する

⑧ 市街化調整区域の良好な自然環境の保全と優良な農地の保全を図ります



II 交通体系

① 首都圏機能の強化及び活力ある本市都市構造の形成に向けた交通環境の整備をめざします

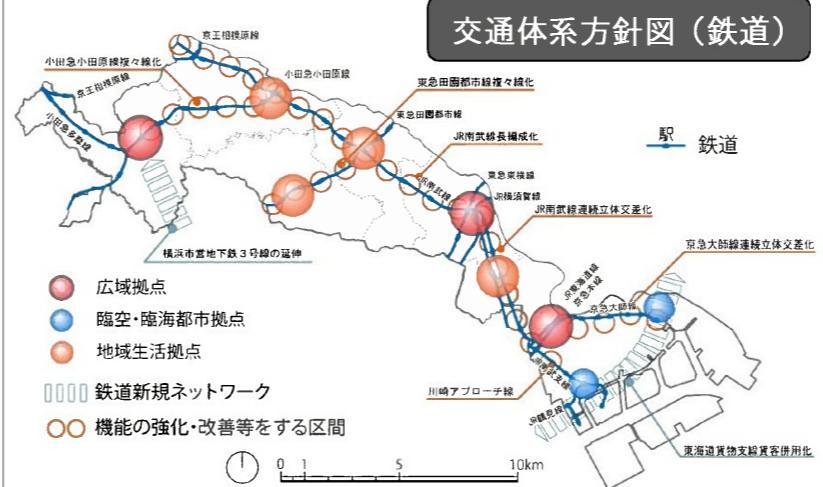
- 交通の円滑化や都市機能の向上を図る広域的な交通網を整備する
- 殿町と羽田空港周辺との一体的な拠点形成に寄与する都市計画道路殿町羽田空港線を整備する
- 連続立体交差事業などの基幹的な都市基盤を整備する

② 誰もが安全、安心、快適に利用できる交通環境の整備をめざします

- 橋上駅舎化や交通広場等の整備により、交通結節機能の強化や混雑の緩和などを図る
- 地域特性に応じた自転車利用環境の整備を推進する
- 誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン都市の実現に向けたまちづくりを推進する

③ 地域特性に応じたきめ細やかなまちづくりを支える交通環境の整備をめざします

- 公共交通による駅へのアクセス向上に向けた取組を推進する
- 地域住民が主体となったコミュニティ交通の取組を支援する



III 都市環境

① 地球環境と地域環境に配慮したまちをめざします

- 低炭素社会の構築に向けた取組などによる環境に配慮した持続可能で豊かなまちづくりを推進する
- エネルギーの最適利用やICT・データの利活用を促進する
- 環境に配慮した交通環境の整備や交通の低炭素化を促進する

② 川崎らしい緑と水の骨格を育みます

- 本市の骨格となる多摩丘陵や多摩川などの保全や活用を図る
- 緑と水のネットワークを形成する

③ 緑を保全・創出・活用し、地域の特色を活かした緑のまちをめざします

- 多様な施策を活用した樹林地などの緑地の保全を図る
- 個性と魅力ある公園緑地の整備や地域緑化を促進する
- 多様な主体との連携による都市農地の多面的な機能に着目し、保全・活用の取組を推進する
- 農のあるまちづくりにより都市農業の振興を図る

④ 暮らしの中に息づく水辺空間を育みます

- 多摩川を代表とする市内河川等による親水空間を創出する

⑤ 個性と魅力にあふれた川崎らしい景観の形成をめざします

- 自然的資源や歴史的資源などの地域特性を活かした市民の主体的な景観づくりを支援する

IV 都市防災

① 自然災害による被害を軽減するまちをめざします

- 施策の連携強化や都市計画手法等による減災対策を推進する
- 大規模地震に対応した防災性の向上をめざし、建物の耐震化や不燃化など密集市街地の被害の軽減に向けた取組を推進する

② 災害時における都市機能の維持と質の高い復興を可能にするまちをめざします

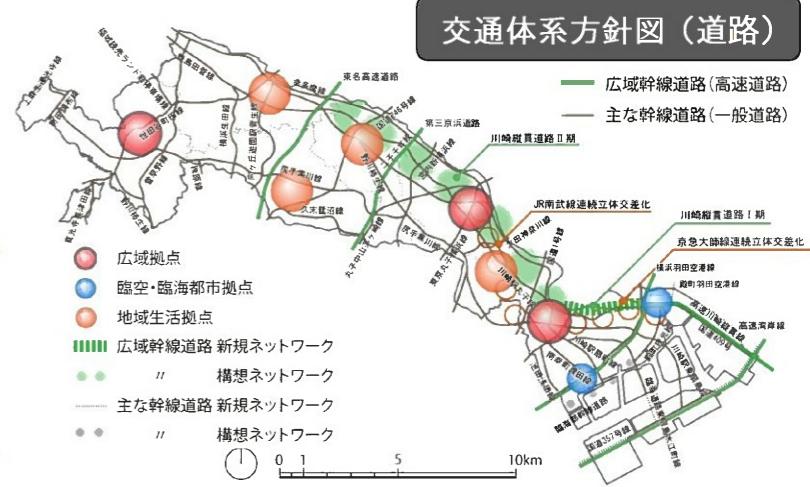
- 交通施設の耐震化の促進や公園の防災機能の向上等を推進する

③ 安全に避難できるまちをめざします

- 避難所の整備や帰宅困難者対策等を推進する

④ 自助・共助により被害を軽減するまちをめざします

- かわさきハザードマップを活用し、市民の防災意識を向上する
- 公助の取組とともに、自助・共助（互助）による地域主体の防災まちづくりを推進する
- 地域住民との協働による防災まちづくりを推進し、地域防災力の向上を図る



都市環境方針図



都市防災方針図



生活行動圏別の沿線まちづくりの考え方（本編 第5部）

■ 基本的な考え方

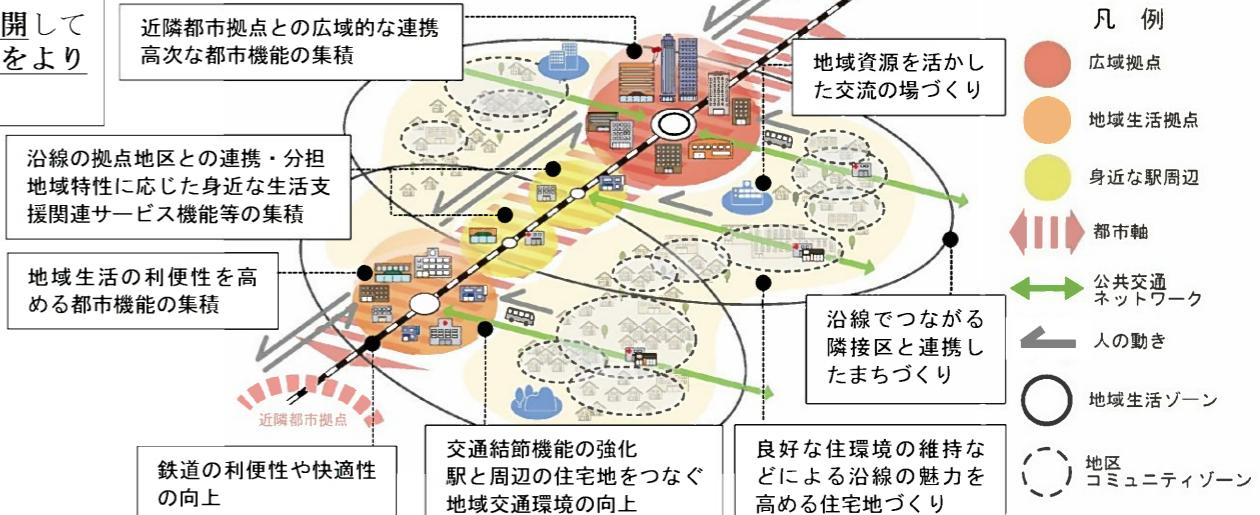
市民の身近な日常生活は、住まいを起点に、近接地域から身近な駅やターミナル駅周辺など、鉄道に沿ったエリア（行動圏）で展開していることから、市民の行動圏を意識して、少子高齢化に伴う社会的要請を見据え、4つの行動圏域ごとに、広域拠点等の整備効果をより身近な地域に広げるなど、地域の特性を活かし、鉄道を主軸とした、身近な地域が連携する沿線まちづくりの考え方を示します。

- ・鉄道沿線に沿った市民の生活行動範囲に着目し、沿線の拠点等との連携や地域資源等を活かし、地域特性に応じたまちづくりを促進します。
- ・これまで取り組んできた拠点地区での多様な都市機能集積などによるまちづくりの効果が、効率的かつ効果的に身近な地域に波及するよう、身近な駅周辺での取組を強化し、鉄道を主軸とした都市の一体性と都市機能の更なる向上や沿線等の地域の相互連携の促進を図ります。
- ・身近な駅周辺では、生活支援関連サービス機能等の集積や交通結節機能の強化を図るとともに、駅と身近な地域間が連携する地域交通環境の向上を図ります。

※生活行動圏別の沿線まちづくりの考え方は、全体構想として鉄道を軸にしたまちづくりの大まかな考え方を示すものです。

※沿線のまちづくりの考え方を共有しながら、区毎の特性に応じて、区別構想を策定します。

【生活行動圏の沿線まちづくりイメージ図】



エリアの特性

エリアの考え方

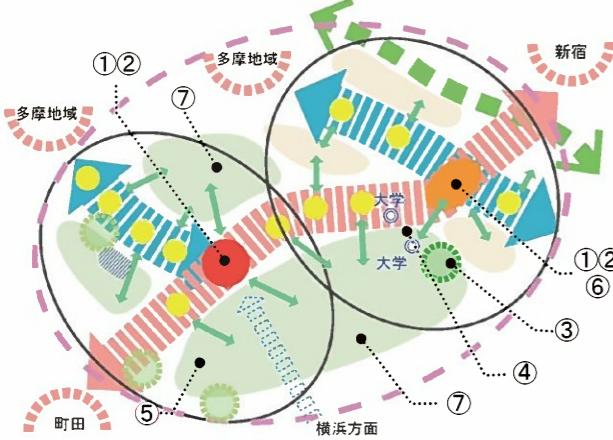
概念イメージ図

北部エリア

- 小田急小田原線、多摩線沿線等の地域で、麻生区・多摩区を含む範囲
- 鉄道延伸とあわせ計画的に形成された住宅地と土地区画整理事業等による駅から離れた住宅地が混在
- 大学や文化・芸術施設に加え、農地や生田緑地などの自然環境も豊富なエリア
- 山坂が多く、駅勢圏に比べエリアの奥行きが広く、路線バスでの駅までのアクセスが多い
- 小田急電鉄では、小田急小田原線の複々線化や鉄道沿線の個性と魅力向上の取組を進めている。

〈拠点〉

- ① 豊かな自然環境、文化・芸術等の地域資源の活用
- ② 沿線の都市との連携
（身近な駅周辺、鉄道沿線）
- ③ 特色ある地域資源の活用
- ④ 多数の大学の立地の活用
（エリア全般）
- ⑤ 多摩丘陵の樹林地や農地の保全・活用
- ⑥ 小田急線の複々線化等の鉄道利便性等の向上を促進
- ⑦ 住宅地や住宅団地の空き家、空き室を活用し、多様な世帯の交流の活性化など、居住地の魅力を高めるまちづくりの取組を促進

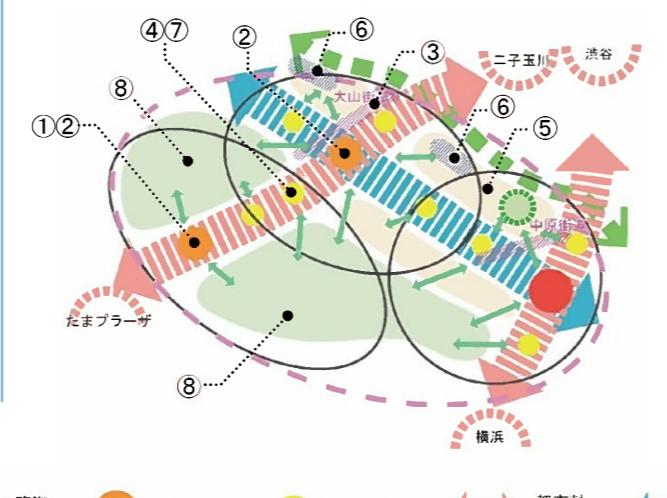


中部エリア

- 東急東横線、田園都市線沿線等の地域で、中原区、高津区及び宮前区を含む範囲
- 鉄道整備と同時に土地区画整理等の計画的な市街地形成が進められたエリア
- 中小工場が集積している地域がある
- 生産緑地の指定など都市農地が多い
- 山坂が多く、駅勢圏に比べエリアの奥行きが広く、路線バスでの駅までのアクセスが多い
- 東急電鉄と川崎市で包括協定を結び、鉄道沿線の持続可能なまちづくりに向けた取組を進めている

〈拠点〉

- ① 多様な都市機能集積と交通結節機能の強化
- ② 隣接都市（二子玉川・たまプラーザ等）との連携・調和
（身近な駅周辺、鉄道沿線）
- ③ 歴史的な資源の活用
- ④ 東急沿線の地域ブランドの活用
（エリア全般）
- ⑤ 二ヶ領用水等の活用
- ⑥ 住工共生のまちづくりと工場集積の維持、発展
- ⑦ 田園都市線の複々線化等の鉄道利便性等の向上を促進
- ⑧ 住宅地や住宅団地の空き家、空き室を活用し、多様な世帯の交流の活性化など、居住地の魅力を高めるまちづくりの取組を促進

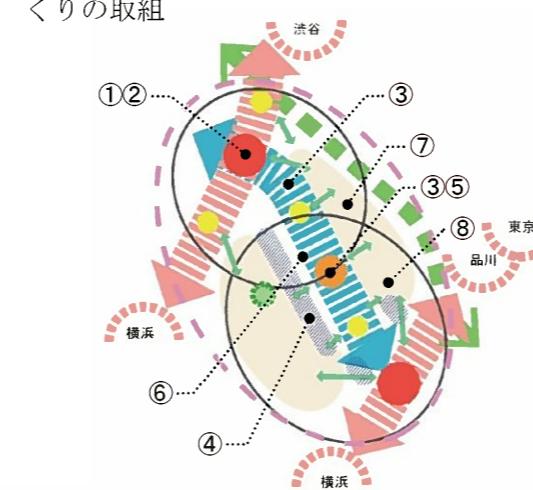


川崎・小杉駅周辺エリア

- JR南武線沿線等の地域で、幸区、中原区を含む範囲
- 戦前に形成され、狭い道路や木造住宅が多く存在
- 交通利便性が高く、居住地としての人気が高い
- 世界的企業等が立地する就業地となっている
- 平坦でエリアの奥行きが狭く、駅勢圏が多くを占め、駅へのアクセスは、徒歩や自転車が多い
- JR東日本は、南武線を「東京メガループ」の一部とし、輸送改善を図るとしている
- 尻手駅から武蔵小杉駅間において南武線の連続立体交差事業に向けた検討を進めている

〈拠点〉

- ① 様々な都市機能をコンパクトに集積
- ② 沿線の都市との連携
（身近な駅周辺、鉄道沿線）
- ③ 連続立体交差化を契機にした身近な商業や生活支援関連サービス機能の集積や駅等へのアクセス向上
- ④ 高度なものづくり産業の維持、発展
（エリア全般）
- ⑤ 大規模な土地利用転換の適切な誘導
- ⑥ 南武線連続立体交差化に合わせた駅舎の改良等の鉄道利便性等の向上
- ⑦ 老朽建築物の更新等により新たな住宅と住まい方の誘導
- ⑧ 密集市街地における地域住民との防災・減災まちづくりの取組

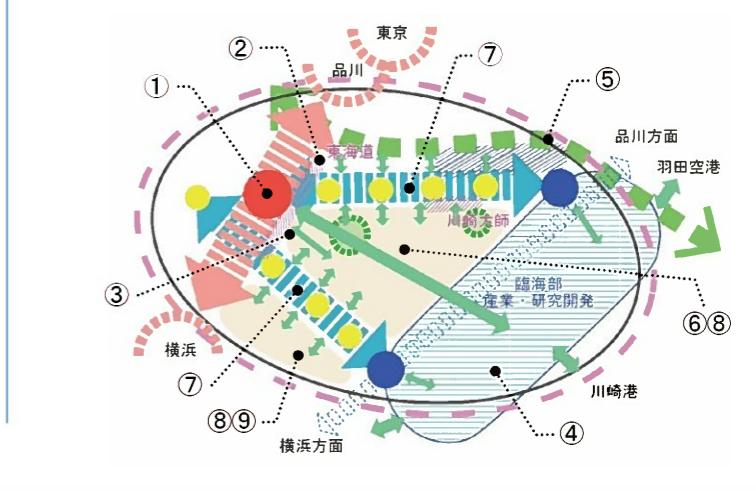


川崎駅・臨海部周辺エリア

- 川崎駅を中心に広がる、JR南武支線及び京急大師線沿線と臨海部を有する概ね川崎区を含む範囲
- 戦前に形成された市街地と臨海部の産業集積からなるエリアであり、狭い道路や木造住宅が多く、JR南武支線沿線は、密集市街地が市域で最も集中
- 川崎駅から放射状に路線バスネットワークが充実
- 平坦で自転車での駅までのアクセスも多い
- 京急大師線の連続立体交差事業を進めている
- JR東日本と川崎市で包括協定を結び、南武支線の新駅設置など、鉄道沿線の利便性・快適性向上等の取組を進めている

〈拠点〉

- ① 羽田空港に隣接する川崎市の玄関口にふさわしい広域拠点の形成
（身近な駅周辺、鉄道沿線）
- ② 歴史的資源や企業の情報発信施設等の活用
- ③ 既存ストック等を活用したまちづくりの推進
（臨海部）
- ④ 活力ある産業集積や環境と調和した産業の持続可能な発展
（エリア全般）
- ⑤ 多摩川や港湾緑地等の資源の活用
- ⑥ 路線バスの維持・活用
- ⑦ 鉄道利便性等の向上を促進
- ⑧ 老朽建築物の更新等により新たな住宅と住まい方の誘導
- ⑨ 密集市街地における地域住民との防災・減災まちづくりの取組



凡例

生活行動圏

地域生活ゾーン

広域拠点

臨空・臨海都市拠点

地域生活拠点

身近な駅周辺

都市軸 (放射方向)

都市軸

構想軸

アクセスの向上

主な公園・緑地

主な農地

主な産業・研究開発

多摩川 大学

平たん部居住地

丘陵部居住地

全体構想改定素案に関する市民意見募集及び説明会の開催結果について

資料3

1 市民意見聴取の取組について

(1) 市民意見募集(パブリックコメント)の状況

- ◎実施期間：平成28年9月7日～10月31日
- ◎縦覧場所等：区役所、支所、出張所、図書館、都市計画課、ホームページ
- ◎意見書総数：32通、86件
- ◎意見の概要

意見の概要	
第1部 改定の趣旨等	<ul style="list-style-type: none"> ・地区や地域全体を考慮した環境配慮の観点を持ってほしい ・都市計画マスタープランは先駆性を持ち、他分野を誘導するものとしてほしい
第2部 まちの現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市周辺を示した地図で東京駅と橋本駅の表示を修正してほしい
第3部 都市づくりの基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で生きがいを持った生活ができるような都市にすることをめざしてほしい ・まちづくりの目標に「明るい健康都市づくり」を加えてほしい ・川崎市内的一体感の醸成の観点を基本方針に追加してほしい
第4部 分野別的基本方針 土地利用に関して	<ul style="list-style-type: none"> ・キングスカイフロントに子供たちにいろいろな可能性を見せてあげる施設などを作ってほしい ・住工調和を推進してほしい ・小杉駅周辺の容積率を緩和する計画をストップしてほしい ・ワンルームマンションの有効活用を考えてほしい ・老人いこいの家を整備してほしい <p>など</p>
交通体系に関して	<ul style="list-style-type: none"> ・4つの生活行動圏や拠点地区を結ぶ交通手段の改善が必要 ・南武線の高架化、羽田空港直結、混雑緩和、新駅設置、車両数増などを行ってほしい ・東急大井町線の延伸、東海道貨物支線貨客併用化等を実現してほしい ・幹線道路へのパーキングやトイレの確保を記載してほしい ・高齢者等が歩きやすい歩道や安心して自転車に乗れる道路整備としてほしい ・バスの小型化を考えてほしい ・コミュニティ交通の支援は賛成 <p>など</p>
都市環境に関して	<ul style="list-style-type: none"> ・工場への二酸化炭素の測定の義務化や公害防止のための基準の見直しが必要 ・新たな緑地獲得の具体的な施策や地域の特性を踏まえた緑化を検討してほしい ・川崎駅、武蔵小杉駅、新百合ヶ丘駅は中央駅の風格を景観に出してほしい ・川崎大師の観光地としての魅力をさらに向上してほしい <p>など</p>
都市防災に関して	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵小杉周辺の防災機能を充実する計画を取り込んでほしい ・ライフラインの整備に関してエネルギー供給の多重化を追記してほしい <p>など</p>
第5部 生活行動圏別の沿線まちづくりの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎・小杉駅周辺エリアにおいて、土地利用が更新される場合は、外国人の社会生活環境基盤の構築や駅周辺のまちづくりなどに貢献するように活用してほしい ・小杉駅周辺地区の整備による波及効果を中部エリアに広げることを記載してほしい <p>など</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・3年または5年ごとの計画の見直しを明記すること ・市民の要求が反映されたプランとすること <p>など</p>

(2) 説明会の開催概要

- 参加者総数：71名
- 質疑の件数：48件

日程	場所	参加人数
10月5日（水）	麻生市民館	9名
10月12日（水）	総合福祉センター	48名
10月16日（日）	市役所第4庁舎	14名

意見の概要	
土地利用に関して	<ul style="list-style-type: none"> ・小杉地区における現状の課題をどのように認識しているのか ・都市計画マスタープランが市民の生活に具体的に影響している部分はあるか ・大規模な土地利用転換の記載はどこか想定しているのか <p>など</p>
交通体系に関して	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市営地下鉄3号線延伸の取組状況を確認したい ・自転車の走行環境等の方針について、どのように示しているのか ・小杉地区における鉄道混雑の緩和に向けた対応が必要 ・バスの小型化や川崎区を循環するサークル的な交通体系の運用が必要 <p>など</p>
都市環境に関して	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染対策や地球温暖化対策を市が率先して推進してほしい ・効果ある緑地保全の方策を検討してほしい ・川崎区の内陸部における水辺環境を創出してほしい ・都市の景観や観光、集客の観点は都市計画の対象とならないのか <p>など</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意見の反映や広報周知を工夫したほうがいい ・計画を定期的に点検・把握し、矛盾があれば見直すべき ・今後の区別構想等の改定をどのように進めていくのか <p>など</p>

2 御意見への対応について

都市計画マスタープランは、「市の都市計画に関する基本的な方針」として「まちづくりの方向性」を示すものであるため、御意見については、次のとおり対応します。

意見の区分	意見への対応
方針や取組に賛同する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・方針や取組に対する御期待と捉え、今後の取組を推進していくことを示します。
方針への提案に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・意見の主旨が改定素案の方針に含まれている場合はその旨を示し、含まれていない場合は、総合計画や関連計画等の整合、見直しの考え方等を踏まえ、改定案の方針を検討し、必要に応じて加筆・修正等を行います。
直接的な規制や個別・具体的な事業の要望に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランは、まちづくりの方向性を示すものであるため、直接的な規制等については記載することができないことを示し、御意見については、庁内で共有を図ってまいります。